

IV. 世界遺産一覧表危機資産の保全状況に係るモニタリング

IV.A リアクティブモニタリング

リアクティブモニタリングの定義

169. リアクティブモニタリングは、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関が行う報告である。締約国は、異常事態が発生した場合又は資産の顕著な普遍的価値若しくはその保全状況に影響しかねない工事が実施される場合には、個別の報告書及び影響調査を提出すること。また、第 177 段落から 191 段落に示す「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている資産又は記載が予定されている資産についても、リアクティブモニタリングの実施が想定されている。また、リアクティブモニタリングの実施は、第 192 段落から第 198 段落に示す「世界遺産一覧表からの最終的な削除に関する手続き」においても想定されている。

決定 39 COM11 参照

これらの報告は、付属資料 13 の標準書式を用いて、英語若しくはフランス語で作成し、以下の期限までに、事務局を通じて委員会に提出すること。

- a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の 1 2 月 1 日まで
- b) 危機遺産リストに記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の 2 月 1 日まで

リアクティブモニタリングの目的

170. リアクティブモニタリングの採択に際して、委員会は、特に、一覧表から資産が削除される事態を防ぐためには可能なあらゆる措置を講じるべきであるとの問題意識にたち、締約国に対して可能な限りその方向での技術協力を提供することとした。

世界遺産条約第 4 条参照:

"締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産について自国の領域内に存在するものを確実に認定し、保護、保全、公開し、将来の世代へ伝えていくことが第一義的には自国に課された義務であることを認識する..."

171. 委員会は、締約国に対して、世界遺産一覧表記載資産の保存のための取り組みに関する進捗状況のモニタリング及び報告を委員会に代って実施する諮問機関への協力を要請する。

締約国等からの情報収集

172. 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で(例えば、具体的な事業の基本(計画、設計)書を起草する前に)、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

173. 世界遺産委員会は、世界遺産資産の保全状況を調査するミッションの報告書には、以下の内容が記載されるよう求める。

決定 27 COM 7B.106.2 参照

- a) 世界遺産委員会に対して最後に報告が行われて以降、当該資産の保全に関して脅威又ははっきりとした改善が見られるかどうか。
- b) 資産の保全状況に関する世界遺産委員会決定のフォローアップ。
- c) 世界遺産一覧表記載資産の際の根拠となった顕著な普遍的価値、完全性及び/又は真正性に対する脅威、被害、又は消失についての情報。

174. 事務局が、記載資産の状態に重大な劣化があったとの情報又は必要な改善策が予定期間内に実施されなかったという情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い締約国からのコメントを求める。

世界遺産委員会による決定の採択

175. 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。

176. 入手した情報は、締約国及び諮問機関からのコメントと共に、資産ごとに保全状況報告書の形でまとめられ、委員会に提出される。委員会は、以下の対応のひとつ又はいくつかを検討する。

- a) 当該資産の状態に重大な劣化は認められないと判断し、従って更なる対策を採る必要は無いことを決定する。
- b) 当該資産の状態に重大な劣化が認められるが復元が不可能なほどではないと委員会が判断した場合は、締約国が合理的な期間内に資産の復元に必要な対策をとることを条件に、当該資産を一覧表に残すことを決定する。また、同資産の復元に関して世界遺産基金の技術協力が行われたことがない場合は、援助要請を提出するように締約国に提示し、技術協力の供与を決定することもできる。状況によっては、締結国は、劣化を防ぎ回復をはかったり、脅威に対処したりするための必要措置について助言を求めるため、関係諮問機関その他の機関によるアドバイザーミッションを招聘することができる。
- c) 第 177 段落から第 182 段落に示す要件及び基準にあてはまる場合は、委員会は、第 183 段落から第 189 段落に示す手順に従い、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に資産を記載することを決定する。
- d) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が回復不能に失われるほど資産の状態が悪化したことが明らかな場合、委員会は一覧表から当該資産を削除することを決定する。そのような措置をとる前に、事務局は関係締約国に対し通知を行う。締約国からコメントが出された場合は、委員会に伝達される。
- e) 得られる情報が不十分なために委員会が上述の a) b) c) 又は d) の対応をとることができない場合は、委員会は、事務局が、当該締約国と協議の上、当該資産の現状、資産を脅かす危険、及び適切に資産を復元することの実現可能性を確認するための必要な措置を講じるよう事務局に権限を与えるよう決定する。必要な措置の中には、リアクティブモニタリング調査団の派遣や専門家からのコンサルテーション、若しくはア

ドバイザリーミッションが含まれる。事務局は、その結果について委員会に報告すること。緊急の対応が求められる場合は、委員会は、緊急支援要請を通じて、世界遺産基金の資金使用を許可することができる。

IV.B 危険にさらされている世界遺産一覧表

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の指針

177. 条約第 11 条第 4 項に従って、委員会は、以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載することができる。

- a) 問題の資産が世界遺産一覧表に掲載されている資産であり、
- b) 重大かつ明確な危険にさらされており、
- c) 当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、
- d) 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危険にさらされている世界遺産一覧表」への記載そのものが発するメッセージを含めて - が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準

178. 資産の状態が以下に示す 2 つの場合のいずれかの基準の 1 つ以上に該当すると判定した場合、委員会は、条約第 1 条および第 2 条で定義される世界遺産資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載する場合がある。

179. 文化的資産の場合は、

- a) 確実な危険
 - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
 - i) 材料の重大な劣化。
 - ii) 構造及び/又は装飾の重大な劣化。

- iii) 建築上又は都市計画上の一貫性にの重大な劣化。
 - iv) 都市空間又は田園空間の重大な劣化、若しくは自然環境の重大な劣化。
 - v) 歴史的真正性の重大な消失。
 - vi) 文化的意義の重大な消失。
- b) 潜在的な危険
- 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
 - i) 保護の程度を弱くするような資産の法的位置づけの変更。
 - ii) 保全に関する政策の欠如。
 - iii) 地域計画事業による脅威。
 - iv) 都市計画による影響。
 - v) 武力紛争の勃発又はおそれ。
 - vi) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響。

180. 自然資産の場合は、

決定 39 COM11 参照

- a) 確認な危険
- 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
 - i) 病気など自然的要因又は密猟など人為的要因による、資産が法的保護下に置かれる根拠となった絶滅危惧種その他の顕著な普遍的価値を有する生物種の個体数の重大な減少。
 - ii) 人間の移住、資産の重要部分を浸水させる貯水池の建設、工業・農業開発（農薬及び化学肥料の使用、大規模公共事業、採掘、汚染、伐採、薪の採取など）などによる、資産の自然美又は科学的価値の重大な低下。
 - iii) 資産の完全性を脅かす、資産境界又は上流域への人間活動の侵食。

- b) 潜在的な危険
- 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
 - i) 関係地域の法的保護状況の変更。
 - ii) 資産の範囲内又は資産を脅かす影響を持つような場所に計画された移住計画又は開発計画。
 - iii) 武力紛争の勃発又はおそれ。
 - iv) 管理計画又は管理体制の欠如、若しくは不備、又は、不十分な執行。
 - v) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響。

181. 以上に加え、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響が、人間の関与により改善可能なものである必要がある。文化資産の場合は、自然的要因及び人為的要因の両方が脅威となり得るが、自然資産の場合は、ほとんどの脅威が人為的なものであり、自然的要因が脅威となるのは極めて稀な場合（伝染病など）に限られる。状況によっては、資産の完全性に対する脅威及び/若しくは有害影響を、大規模公共事業の中止又は法的位置づけの強化になどの行政的、立法的措置により改善することが可能な場合もある。 決定 39 COM11 参照²⁵

182. 委員会は、危険にさらされている世界遺産一覧表への文化資産又は自然資産の記載を検討する場合、以下の要素についても補足的に念頭におくことが望ましい。

- a) 一国の政府が世界遺産資産に影響する決定を下すのは、あらゆる要素をはかりにかけた後である。世界遺産委員会の助言を、資産が脅威にさらされる前に出すことができれば、しばしば決定的な役割を果たし得る。
- b) 特に、確実な危険の場合は、資産が被った物理的又は文化的劣化を影響の強さに照らして判断し、ケースバイケースで分析するべきである。
- c) とりわけ潜在的な危険の場合は、以下の点に配慮するべきである。

²⁵ (訳注)人為的要因にあたる原文 man-made factors が性別に関係のない human-made に修正されたが、日本語訳に影響はない。

- i) 資産が置かれている社会的・経済的枠組みの通常の展開に照らして、脅威の評価を行うべきである。
 - ii) 武力紛争のおそれなど、文化資産又は自然資産に対する影響を評価することが不可能な脅威もしばしば存在する。
 - iii) ある種の脅威は、本質的に「差し迫った」ものとはなり得ず、ただ予見されるだけである（人口増加など）。
- d) 最後に、委員会は評価を行うにあたって、文化資産又は自然資産を脅かす要素として、未知の原因又は予期できない原因（の存在）についても考慮すべきである。

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き

- 183.** 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産の記載を検討する場合、委員会は、可能な限り、当該締約国と協議しつつ、危険にさらされている世界遺産一覧表から当該資産を解除すべき望ましい保全状況を決定し、改善措置プログラムを採択する。
- 184.** 前段落の改善措置プログラムを策定するため、委員会は事務局に対して、可能な限り当該締約国と協議しつつ、資産の現状、資産を脅かす危険及び改善措置の実行可能性について確認することを要請する。委員会は、更に、関係諮問機関又はその他の組織によるリアクティブモニタリングミッションを派遣し、脅威の性質及び大きさの評価、実施すべき措置の提案を行うよう手配することを決定することができる。状況によっては、締結国は、助言と指針を得るためのアドバイザーミッションを招聘することができる。
- 185.** 入手した情報は、適宜、締約国、関係諮問機関その他の機関からのコメントと共に、事務局から委員会に提出される。
- 186.** 委員会は、入手可能な情報を審議し、危険にさらされている世界遺産一覧表への記載に関する決定を行う。この決定は、出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。次に、委員会は実施すべき改善措置計画を定める。同計画は、即時に実施に移されることを前提に、関連締約国に提示される。

決定 39 COM11 参照

187. 条約の第 11 条第 4 項に従って、委員会は、当決定について関係締約国に通知を行うとともに、直ちに決定の公示を発行する。
188. ²⁶事務局は、最新の「危険にさらされている世界遺産一覧表」を印刷物として出版する。又、以下のウェブサイトに掲載されている。 <http://whc.unesco.org/en/danger>
189. 委員会は、世界遺産基金の特別の相当分を、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている世界遺産資産への支援のために充当するものとする。

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載のレビュー

190. 委員会は、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載された資産の保全状況について毎年レビューを行う。その際、委員会が必要であると判断した場合は、モニタリング及び専門調査団の派遣を行う。
191. 定期的なレビューの結果に基づいて、委員会は、関連締約国との協議の上で、以下について決定する。
- a) 資産を保全するために追加的措置が必要であるかどうか。
 - b) 当該資産が危機的状況を脱していた場合、「危険にさらされている世界遺産一覧表」の記載から解除するかどうか。
 - c) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合、段落 192-198 に示す手順に従い、「危険にさらされている世界遺産一覧表」及び「世界遺産一覧表」の両方から当該資産を削除するかどうか。

IV.C 世界遺産一覧表からの削除に係る手続き

192. 委員会は、世界遺産一覧表からの削除に係る手続きとして、以下の手順を採択した。 決定 39 COM11 参照²⁷
- a) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合。

²⁶ (訳注)原文の英文に不備あり。(and is available は、makes it available か、, which is also available にする必要はある)

²⁷ (訳注)人間の行為にあたる原文 action of man が性別に関係のない human action に修正されたが、日本語訳には影響がない。

- b) 世界遺産資産の本来の特質が、推薦の時点で既に人間の行為により脅かされており、かつ、その時点で締約国によりまとめられた必要な改善措置が、予定された期間内に実施されなかった場合（第 116 段落参照）。
- 193.** 世界遺産一覧表記載資産の状況に深刻な劣化があった場合、又は、必要な改善措置が、予定された機関内に実施されなかった場合、当該資産を有する締約国は事務局に対して、その旨を通知すること。
- 194.** 事務局が、そのような情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い締約国からのコメントを求める。
- 195.** 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。
- 196.** 委員会は、入手したすべての情報を審議し決定を行う。条約第 13 条第 3 項に従い、決定は出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。この問題に関して事前に当該締約国と協議を行うまでは、委員会は削除を決定することはできない。
- 197.** 委員会決定は当事締約国に通知される。委員会は、直ちに本決定について公示する。
- 198.** 委員会の決定により、世界遺産一覧表を変更する必要がある場合は、次に発行される世界遺産一覧表更新版において変更が反映される。